

氏 名	かわ さき のぶ ゆき 川 崎 修 敬
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	法 博 第 52 号
学位授与の日付	平 成 17 年 7 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	法 学 研 究 科 政 治 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	エドゥアルト・ガンスとドイツ政治思想 ——ヘーゲル主義の視点における三月前期——

論文調査委員	(主 査) 教 授 小 野 紀 明	教 授 木 村 雅 昭	教 授 大 嶽 秀 夫
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、エドゥアルト・ガンスの哲学、とりわけその政治思想の考察を課題としている。その際に本論文の特徴として、とりわけヘーゲルの政治哲学が着目されており、議論のなかで中心的役割を果たしている点が注目される。また、そこではこの検討を通して彼の生きた時代のドイツ政治思想全般の状況を明らかにすることへの寄与が目指されている。従来から十九世紀前半のドイツに対して、自由主義、保守主義、国民主義、君主制等、いずれの思想的立場に関しても、それらが形成された重要な時期として詳細な研究が必要であることは認められて来た。しかし、そこで確かに重要な役割を演じていたにもかかわらず、十分な関心を払われてこなかったのが、ヘーゲル右派と呼ばれる哲学者たちの政治思想である。本論文の考察においてヘーゲルとガンスの思想的関係にとりわけ注目される理由も、そこにある。ところで、本論文で主に扱われる時代は、ドイツ史において“Vormärz”，通常「三月前期」と呼ばれている時期にあたる。つまりフランス大革命以後、いわゆる「解放戦争」によってナポレオンの外国支配からの自由を獲得したあと、一八三〇年のフランス七月革命から四八年の三月革命にいたるまでの時代である。そこでの政治思想的特徴としては、先ずフランス軍からの解放と対応するかのようにより、中世伝来の価値への回帰を欲する反動的保守主義の台頭が挙げられる。加えて、近代的ナショナリズムの勃興も指摘されよう。しかし見逃されてはならないのは、こうした思想的潮流とも緊密な関係を持ちながらドイツにおける自由主義や立憲政治の端緒とも考えられる動きが、特に南西ドイツ地域を中心に勢力を得てきたことである。本論文においてはベルリンでこうした自由主義の発展を標榜し、この考えに基づいて立憲政治の運動を推進したエドゥアルト・ガンスに焦点が当てられる。こうした活動によって、彼は当時の若者達を中心に絶大な支持を獲得していたのである。その際、如何なる彼の思想的特色が注目され、重要と看做されたのかを、また彼の政治思想の典拠ならびにその歴史的意義を探ることが、本論文の課題となる。

エドゥアルト・ガンス（一七九七年－一八三九年）は、まさしく今言及されたドイツの「解放戦争」の世代に属している。また、彼はベルリン大学においてヘーゲルの愛弟子、つまりヘーゲル学派の中心的人物として、サヴィニー達の歴史法学派を批判する学問的活動を精力的に行なった当時唯一とも言い得る存在であった。その際、彼が依拠した思想とは、先にも触れた自由主義とヘーゲルの哲学に他ならない。彼はこうした考えを当時のプロイセン国家に対して立憲政治を要求する政治活動の思想的支柱としたのである。その政治的ヘーゲル解釈についての詳細は、本論文第一章の前半部分において検討される。ところで、ガンスはまた、当時の啓蒙主義的思潮のなかで教養を育んだ進歩的ユダヤ人であった。確かに、彼はベルリンをはじめとするドイツで広く活躍するために、また社会的にも影響力をもつために、結局はユダヤ教の信仰を捨て、当時プロイセンで正教と言える位置にあったプロテスタントに改宗することを辞さなかった。しかしながら、少なくともその改宗までは、ドイツの国家と社会におけるユダヤ人の立場の向上を政治思想と学問、両方から推し進めていく活動で中心的役割を果たしていたのである。このことは自他ともに認めることである。（ところで、こうしたユダヤ人の政治的ないし社会的地位向上の要求を、国家の立法政策として事実上実現したのが「プロイセン・ユダヤ人解放勅令」である）。この

ようなガンスによるユダヤ人の解放活動に場所を提供し、その社会的担い手となったものが、彼が信条を同じくする仲間達と結成した「ユダヤ人文化・学術協会」である。そして、ここでもまた、その協会を思想から支えるものと考えられたのが、ヘーゲル哲学に他ならないのである。

本論文の構成と内容を法ないし権利の近代的性質という論点から説明すれば、以下のようになる。第一章では、先ずはじめにガンスによるヘーゲル政治哲学の解釈が検討される。その際、焦点となるのは彼の解釈において特徴となる立憲政治思想の側面である。これが当時のドイツ諸政府に対して憲政の要求を行っていた他の自由主義者達の主張にも呼応するものであり、基本的に志を同じくすることは明らかであろう。しかし、ガンスをして南西ドイツの自由主義といった他のリベラル諸派から区別せしめるものは、こうした考え方をヘーゲルの法・権利の哲学から引き出した点にある。この点は、例えば、立憲君主制度を擁護するやり方にも表現されている。確かにガンスは国家における君主制度の存在を否定するものではないが、これを正当化する理由として彼が重要視するのは、君主が法律制度に基礎づけられていることである。つまり君主も法に拘束されるのである。彼自身そう述べてはいないが、これは君主に関する一種の法機能的解釈とも言いえよう。同じく消極的自由に関わる権利も、同様にして確定されていく。彼はまさしくヘーゲル政治哲学の解釈から、こうした点を明らかにしたのである。しかし、彼はまた、より積極的に国家に対して働きかけていく政治的権利をも要請している。これは第一章の後半で検討されるガンスとフランス社会との関係で明らかになった点の一つでもある。そこでは、フランスの貧困層がヘーゲルの国家体系における「身分」として解釈され、そこに包摂されることを通して、より積極的な政治的主体となることが期待されている。無論、これを現代的な政治参加の権利と考えることは行き過ぎではあろうが、少なくともヘーゲル自身にあって貧困層は国家による福祉政策の対象に過ぎないものであり、政治的権利を持つ主体として国家の全体性を構成する存在とはまったく考えられていなかったことを考慮すれば、ガンスにおいて画期的な進歩が見られたと言うことは十分許されよう。

次の第二章では、近代的権利の代表とも考えられる所有権に関わる問題が扱われている。つまり当時のドイツにおいて、所有権の代用とも考えられていた「占有」が注目されており、その法的性質ないし権利の性格が検討されているのである。その際、ここではヘーゲル法哲学に依拠したガンスによる「哲学的法学派」と「歴史法学派」との対立、とりわけガンスとプフタの激しい論戦が採り挙げられている。というのは、占有をめぐる具体的な論戦は、当時の進歩派（ヘーゲル主義者達）と保守派（サヴィニーなどプロイセンの貴族や宮廷と親密な関係にある人々）による優れて政治思想的な対立をも表現しているからである。その際に議論の要とも、また両学派の分岐点ともなったのが、人格に対するそれぞれの理解である。例えば人格が有する所有権と占有の基礎づけの問題では、ガンスはヘーゲルの法哲学で頂点に達した近代的自然法の議論にもっぱら依拠しており、これを法律学的枠組みのなかでさらに洗練された形で再構成することに勢力を費やしたと言える。これに対して、サヴィニーでは占有について、こうした自然法的な哲学ではなく、古代から継承されてきたローマ法学の学説に即して、これを理論化していったのである。というのは、寧ろローマ法に依拠することによってこそ、はじめて歴史の実態に対して哲学による無理な歪曲をせずに、忠実な記述と説明が可能になるからであり、加えて占有と所有権について正しい法概念が獲得されるが故にである。そして、より重要なのは、プフタにおいて明らかなように、ローマ法学に典拠を持つことは、当時のドイツ社会では正当な伝統と看做されていた——少なくともローマ法学者においては——キリスト教的古代ローマの世界観を信奉することであり、またそうした歴史の中で培われてきたものを保守する絶対的な主権者を認めることをも意味していた。一方、ガンス達ヘーゲル主義の法学者においては、歴史は革新されていくものに他ならず、そこに内在しながらも徐々に顕現していく理性的精神に絶対者の位置が与えられる。こうしたヘーゲル的な精神は、神的価値をも包摂した存在とも解せられよう。いずれにしても、このように二つの法学派はともにドイツ法学（とその社会）の近代化を目指しながらも、政治思想の根幹では、まったく相容れない程の相違を示しているのである。

最後の第三章ではガンスのユダヤ人としての側面に光が当てられ、この点がハイネとの対照において解明されている。両者はいずれもヘーゲル哲学に強い影響を受けており、また先にも触れたユダヤ人解放運動とともに「ユダヤ人文化・学術協会」の協会員として推進していた。しかし、二人は同じ一八二五年にそれぞれ別々に行なった改宗を機に決定的に反目することになる。そして、それ以後は、詩人と法哲学者、それぞれの異なった個性に従うことで、ユダヤ人に対する考え方だけでなく、ヘーゲル哲学の解釈にも抜きさしならない緊張と相違が顕わとなったように見受けられる。こうしたヘーゲル解釈

をめぐる両者の対立は第三章の後半で分析されている。だが、ドイツにおける近代的な法・権利の視点においては、第三章前半で扱われているユダヤ人解放の問題もまた同様に重要と言える。というのは、その際に求められていたのは現代の我々が言う意味での信仰の自由に他ならないからである。そして、政治的ないし法的意味におけるユダヤ人の完全な平等を要求することは、既存のドイツ国家内部で構想されていた限りでは、無論近代的なユダヤ国家に対する民族主義的要請（その代表例は言うまでもなくシオニズムである）とは区別されるものだが、ガンズ、ハイネの兩人においても、やはりユダヤ人にまつわる社会的拘束からの解放と政治的自律性が明確に自覚されていたのである。こうした意味における近代的なユダヤ人の自己意識が、また権利の主体として近代的法と国家を担う主体であることは否定しえないであろう。第三章では、こうしたユダヤ人としての自覚とそこで影響力をもったヘーゲル主義の役割が、啓蒙主義から歴史主義・実証主義へという大きな思想の変遷の中に位置付けられて分析されたと言えよう。

以上のように、本論文では三つの章にわたって、ヘーゲル国家哲学、フランス初期社会主義、近代的人格と権利、ユダヤ人の政治的解放等々といった論点が、ヘーゲル、ヘルダーリン、サヴィニー達に続く世代、即ちいずれも一七九七年に生まれたガンズ、ハイネ、プフタを主たる研究対象にして考察されている。そして、最後の結論では、とりわけヘーゲル哲学を本論文全体の軸に据えてきたことを踏まえて、屢々その哲学の特徴とされている理性的精神の合理主義や基礎づけ主義の克服が目指されてきた現代の議論と、本論文との関連が展望されているのである。

論文審査の結果の要旨

ヘーゲルほど、その後にマルクス主義から自由主義、そして国家至上主義に至るまで多様な解釈を生み出して来た哲学者は珍しいであろう。解釈の分岐点は、ヘーゲル哲学の根幹をなす弁証法的論理を、無限の運動と理解するか、或るテロス、完成態へと向かう展開と見るかの相違に懸かっている。こうしたヘーゲル哲学をめぐる多様な解釈の中にあって、ガンズは、プロイセンの君主制を擁護するヘーゲル右派か、ベルリン大学教授として師の立場を学問的に継承し、その『法哲学』の編纂に尽力した学者としてヘーゲル中間派に数え入れられるのが、通常であった。しかし、彼は、同時代人からは自由主義に好意的な進歩的ヘーゲル主義者として認知されており、宮廷勢力から危険分子と目されていたことも事実なのである。著者は、ガンズのテキストの詳細な読解と、同時代の思想家、法学者、芸術家との比較対照に基づいて、歴史を自由の理念の発展過程と見なすヘーゲルの見解を継承しつつ、当時のドイツが師が認めた以上の近代的自由を享受すべき段階に到達していることを強調する点において、彼が当時としては極めて進歩的な政治的見解を抱いていたことを論証して、近年の欧米におけるガンズ研究と同様に、従来の通説的解釈の一面性をただすことに成功している。

第一章第一節において著者は、ガンズ自身が編纂したヘーゲルの講義録『法哲学綱領』、編纂の際に彼が追記・補足した部分、そして彼自身の一八二八年度と三二年度の二つの講義録を詳細に比較対照して、それらの間の異同を指摘した上で、そこからヘーゲルと彼の見解の相違、そして彼自身の見解の変化を論証していく。その学問的厳密性と手際の良い整理は、見事と言う他ない。第一章第二節では、ガンズが同時代のフランスの思想運動を摂取して、自らの体系の中に組み込んでいく過程が跡づけられ、その結果、いまだ中世的ギルドの色彩を留めていたヘーゲルの職能団体概念が、ガンズによって近代的な労働団体へと解釈し直されていくことが明らかにされている。この指摘自体が極めて重大な意義を有していると言えるが、同時にそこには比較思想史的視点が導入されていることも見逃すべきではないであろう。

第二章においては、ガンズの名著『世界史的発展における相続法』全四巻を中心にして、占有概念をめぐるガンズ等の「哲学的法学派」とサヴィニーやプフタの「歴史法学派」の論戦が分析されている。まず、当時のドイツにおいて占有概念が有していた意義が解説されることによってドイツの特殊事情が明らかにされるとともに、この概念の規定をめぐる両学派の相違を通して近代的、西欧の個人概念が三月前期のドイツにおいて如何に評価されていたかが、解明されている。ここでもまた、著者の犀利な眼差しは『相続法』第一、二巻と第三、四巻の間の微妙な相違に着目して、そこからガンズが概念的体系性以上に実証的な歴史的事実を重視する姿勢においてヘーゲルと徐々に見解を異にしていく過程を読み取ろうとしている。

第三章は、ガンズと詩人ハイネの協調と不和という周知の問題の解明に当てられているが、著者の分析はあくまでもヘーゲル哲学の解釈、そしてユダヤ的なものの理解というザッハリッヒな問題設定を逸脱することなく、ハイネに焦点を当てた

文学史的な関心や叙述スタイルと一線を画す姿勢を堅持している。しかし、そのことがかえって時代状況を活写することにつながっているのは、哲学、法学、文学という異なる学問分野を自由に横断し得る著者の知性の資質に負うところ大きい。

全体として本論文は、ガンスと対比する人物が的確に選択されていること、対比する際に意義ある論点が設定されていること、学問的状况を取り巻く歴史的、社会的文脈にも周到な目配りがされていること等、政治思想史研究のお手本とも言える出来映えである。欲を言えば、ヘーゲルの生硬な概念的叙述の背後に初期の頃から存在する生命力の重視をガンスが如何に理解していたのかが解明されていないことに不満が残る。第三章におけるハイネとの比較の中でそうした論点が考察されていれば、ガンスの思想の現代的意義についても斬新な視角が提示されていたかもしれない。しかし、初期ヘーゲルに注目されだすのは実際にはデイルタイ以降であることを考えるならば、この注文は著者には酷であろう。

本論文は、何よりも我が国における初めての本格的なガンス研究であり、厳密な実証性に基づいてドイツ政治思想史における三月前期の重要性を改めて指摘した意義はきわめて大きいと評価できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成17年6月23日に調査委員三名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。